

親子の問題 事例集（1） ～過去の呪縛～

今回からは、多様化する親子関係の事例を取り上げてみたいと思います。血縁の親と子の関係は、原則として戸籍上すっぱりと断ち切ることができないので、長年にわたり禍根を残すことも多くあります。今回の主人公は、数カ月前に夫を亡くした、池田敏江さん（81）です。



亡くなった夫とは再婚でした。夫婦の間には子供はありませんでしたが、ふたりで暮らすようになってから約45年、夫婦仲良く過ごしてきました。

夫が病に倒れてからの心配事と言えば、夫が遺言を書いていないこと。前妻との間にひとり息子がいることは、夫と結婚するときから分かっていました。夫に先立たれてからの住まいの問題などが頭によぎりながらも、病に臥せている夫には、息子のことや遺言のことなどはどうしても言い出すことが出来ませんでした。

夫が息を引き取った後、残された遺産としては、ふたりで住んでいた土地建物と預貯金がありました。結局、遺言は書かずに亡くなったので、法定相続人である敏江さんとひとり息子との間の遺産分割協議のために、敏江さんからの依頼でひとり息子に連絡を取り、まずは父親が亡くなったことを伝えたところ、驚くべき第一声が返ってきました。

「この日を何十年も待ってきた」と。つづけて「この世で誰か一人だけ殺していいと言われたら、アイツを殺したいと思って生きてきた」と。

この山田健太さん（55）は、小学生の頃から、捨てられた母親が苦勞する姿を見てきたということでした。とにかく貧しかったけれど、母親は昼も夜も働いていて、健太さんが不自由なく教育が受けられるようにしてくれたそうです。離婚の裁判は、健太さんが高校生の時までつづいており、裁判で苦勞する母親を助きたい一心で、必死で勉強して大学の法学部に進学したという話をしてくれました。

今は、公務員として家族を養いながら生活に困ることもないが、あの思春期に母親と過ごした生活の中で積み積もった父親への憎しみや恨みは消えることがないとおっしゃっていました。

そこで、いずれ父親が亡くなったときには、再婚した敏江さんとの間で相続の話しをすることになるだろう、そのときには、貰えるものはすべて貰って、苦勞してきた母親のために使いたいと考えてきたそうです。

法定相続人である健太さんが相続の権利を主張すれば、敏江さんが夫名義の土地建物に住み続けるためには、預貯金のほとんどを健太さんに渡さなければなりません。

敏江さんは、45年もの間自分たち夫婦は幸せに暮らしてきたけれど、その陰でこんなにも憎しみを募らせていた前妻と健太さんのことを思い知り、同時に老後の生活への不安を抱えることになってしまいました。 つづく

※ 現在は、「配偶者居住権」という制度がスタートしています（令和2年4月～）